

肥料価格の上昇による農業者の経営負担を軽減するため

定額 6万円

肥料費の一部を支援します!!

肥料価格高騰対策事業補助金

物価高騰の影響で、肥料の価格も高騰しており、生産コストの増大は農業者の経営を圧迫しています。

そこで、令和7年4月から令和8年3月の期間に、肥料価格高騰の影響を受けた農業者を対象に、負担軽減のため6万円（定額）を支援します。申請の受付を5月18日（月）から開始しますので、お知らせします。

※国の重点支援地方交付金活用事業を活用

1. 支給要件（以下の全ての要件に該当すること）

- ① 令和7年の農業所得に係る販売金額が50万円以上であること
- ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、法人にあっては本店、個人にあっては住所を市内に有していること※1
- ③ 耕種農業を営み、かつ、今後も営農を継続する意思があること※2

※1 期間内のいずれかの日において市内に住所があれば可

※2 耕種農業とは、水稻、麦類、野菜、果樹、花き、飼肥料作物等の栽培をいう

2. 申請期間

令和8年5月18日（月）～7月31日（金）

3. 申請方法

郵送 または 窓口 での申請

4. 問い合わせ先（申請方法等）

福岡市 農林水産局 総務農林部 農業振興・イノシシ等対策担当
電話番号：092-711-4852 8:45～17:30（平日）

【リリースについてのお問い合わせ】

農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当 課長：中村 電話：092-707-1607